

# S.C.A.会員会則

2020年4月改訂

## 【定義】

- 第1条 本会則は「ストレンクス&コンディショニングアカデミー」(以下S.C.A.)の会員ならびに本S.C.A.に入会しようとする者に適用されるものとする。

## 【管理運営】

- 第2条 本S.C.A.の管理・運営は団体法人いずみ会(以下法人)がたる。

## 【目的】

- 第3条 本S.C.A.は、本S.C.A.の会員が本S.C.A.の施設を利用し、疾病予防・健康増進ならびに競技力向上を図るとともに、地域社会における明るいコミュニティづくりに寄与することを目的とする。

## 【会員制】

- 第4条 ①本S.C.A.は会員制とする。  
②本S.C.A.の趣旨に賛同し、法人が認めた者を会員とする。

## 【会員資格】

- 第5条 本S.C.A.の会員資格は以下のとおりである。  
①小学4年生以上の者。(一部を除く)  
②所定の同意書を出発することにより、諸施設の利用に惹起する健康状態であることを自らの責任のもとに申告した者。  
③本会則に同意する者。  
④刺青をしていない者。  
⑤過去に法人より除名処分などの通告を受けていない者。

## 【入会手続き】

- 第6条 本S.C.A.に入会を希望する者は、本会則に同意したうえで、以下に定める手続きを行わなければならない。  
①所定の入会申し込み手続きを行い、法人の承諾を得たうえで、入会金及び会費を納入するものとする。  
②未成年者が入会しようとする時は保護者の同意を得たうえで、申し込むものとする。この場合、保護者は自らの会員資格の有無にかかわらず、本会則に基づき責任を本人と連帯して負うものとする。

## 【入会金】

- 第7条 入会金は法人が別に定める金額とし、納入した入会金は理由の如何にかかわらず返還しないものとする。

## 【会費】

- 第8条 ①会費は法人が別に定める金額を毎月初回利用時に支払うものとする。  
②納入した会費は理由の如何にかかわらず返還しないものとする。

## 【会員資格の取得】

- 第9条 第6条の手続きが完了し、本S.C.A.が発行する会員証を受領した時点において会員資格を取得したとする。

## 【会員資格の相続・譲渡】

- 第10条 本S.C.A.の会員資格は他に相続・譲渡できないものとする。

## 【ビジター】

- 第11条 ①法人は会員以外がビジターとして本S.C.A.を利用することを認める。  
②ビジターは、法人が別に定める施設利用料を支払うものとする。  
③法人は必要に応じてビジター数を制限できるものとする。

## 【規則の遵守】

- 第12条 会員およびビジターは、本S.C.A.の利用にあたり、本会則および施設内諸規定を遵守し、スタッフの指示に従うとともに、秩序を乱す行為をしてはならない。

## 【損害賠償責任免除】

- 第13条 会員が本S.C.A.の利用中、会員の責に帰する事由により会員自身が受けた損害に対して、法人は当該損害に対する責を負わない。

## 【会員の損害賠償責任】

- 第14条 会員が本S.C.A.利用中、会員の責に帰する事由により法人または第三者に損害を与えた場合、その会員が当該損害に関する責を負うものとする。

## 【会員資格の喪失】

- 第15条 次の各号に該当する場合、会員はその資格を喪失するものとする。  
①退会(会員資格の更新が2ヶ月続けて行われない場合を含む)  
②法人の解散  
③除名  
④死亡

## 【会員除名】

- 第16条 次の各号に該当する場合、法人はその会員を本S.C.A.から除名することができる。  
①本S.C.A.の会則および諸規則に違反した場合。  
②本S.C.A.の名譽を傷つけ、秩序を乱し、本S.C.A.会員としてふさわしくない行為をした場合。  
③諸会費および諸費用の支払いを怠り、法人からの催促を定めた回数にも応じない場合。  
④危険な行為、または他の会員に対する迷惑行為があった場合。  
⑤本S.C.A.の施設、設備などを故意に損壊した場合。  
⑥その他、法人が本S.C.A.会員としてふさわしくないと認めた場合。

## 【施設の一時的閉鎖・一時的休業】

- 第17条 次の各号に該当する場合、法人は諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができる。但しこれにより会員の会費支払い義務が軽減されることや、免除されることはない。(一部の場合を除く)  
①気象災害、その他自然的事由により、その災害が会員に及ぶと判断した場合。  
②施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ない場合。  
③定期休業等による場合。  
④その他重大な事由によりやむを得ない場合。

## 【施設の利用】

- 第18条 ①会員およびビジターは、本S.C.A.の利用に際し、法人が定める諸規定に従うものとする。  
②会員およびビジターは、法人の許可なく本S.C.A.内での商業行為、政治・宗教的運動、またはこれに類する行為を禁止する。

## 【利用の禁止】

- 第19条 次の各号に該当する者の施設利用は禁止する。  
①刺青のある者。  
②伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する者。  
③一時的な筋肉の痙攣や、互換の喪失などの症状を招く疾病を有する者。  
④飲酒等により、正常な施設利用ができないと法人が判断した場合。  
⑤医師から運動を禁じられている者。  
⑥過去に法人により除名の通告を受けた者。  
⑦その他正常な施設利用ができないと法人が判断した者。

## 【個人情報保護】

- 第20条 本S.C.A.は、本S.C.A.の保有する会員の個人情報を、法人が別途定める個人情報保護方針に従って管理します。

## 【諸費用ならびに運営システムの変更】

- 第21条 ①法人は、本会則に基づいて会員が負担するべき諸費用について法人が必要と判断した場合、会員の承認を得ることなく変更することができる。  
②前項同様施設運営システムを、法人が必要とした場合、会員の承認を得ることなく変更することができる。

## 【会則の改定】

- 第22条 法人は会則等の改定を行うことができる。なお改定した会則等の効力は全会員に及ぶものとする。